

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第144号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年8月6日 00時50分ごろ	
発生場所	三重県尾鷲市三木埼灯台から真方位130°23.1海里付近 (概位 北緯33°43.4′ 東経136°37.4′)	
事故等調査の経過	平成22年8月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{エバーピース} EVER PEACE（パナマ共和国）、17,887トン 9249207（IMO番号）、VERSOIX SHIPPING COMPANY LIMITED B 漁船 ^{ゆうせい} 優聖丸、7.3トン WK2-3648（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 航海士A（二等航海士、台湾籍）、締約国資格受有者承認証 二等航海士（パナマ共和国発給） B 船長B、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船首部に擦過痕 B 左舷船首部に凹損、右舷船首部に亀裂	
事故等の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか19人が乗り組み、航海士Aが、甲板手とともに航海当直につき、約15ノット（kn）の速力で、自動操舵により東北東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、約8.5knの速力で、自動操舵により西進中、平成22年8月6日00時50分ごろ、三木埼南東方沖において、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 A船は、衝突したことに気付かず、そのまま航行を続け、B船は、船長Bが衝撃で衝突に気付いてA船を追跡するとともに僚船に連絡し、僚船が海上保安庁に通報を行った。 A船は、国際VHF無線電話により海上保安庁からの問い合わせを受け、本事故の発生を知って尾鷲市尾鷲港に入港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約3m	
その他の事項	航海士Aは、レーダー1台を作動させていたが、B船の映像に気付かなかった。 航海士Aは、右舷船首方にB船の白灯と紅灯を視認し、B船がA船の船尾方を通過するものと思い、自動操舵のまま左転したが、B船の方位が変化しないで接近したので、自ら手動操舵に切り替えて左舵一杯とした。 船長Bは、8月5日07時00分ごろ東京都御蔵島沖から和歌山県那智勝浦町勝浦漁港に向けて帰航中、暗くなってからいつしか居眠りに陥った。	
分析	乗組員等の関与	A あり B あり
	船体・機関等の関与	A なし B なし
	気象・海象の関与	A なし B なし

	<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、三木埼南東方沖において東北東進中、航海士Aが、右舷船首方からA船に接近してくるB船の航海灯の状況から、B船が船尾方を通過するものと思いきや左舷に左舷側を向いて接近したことから左舷一杯としたものの、衝突したものと考えられる。</p> <p>航海士Aは、適切な見張りを行っていなかったことから、B船が船尾方を通過すると思いきや、左舷側を向いて接近した可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、西進中、船長Bが居眠りに陥り、接近してくるA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、三木埼南東方沖において、A船が東北東進中、B船が西進中、航海士Aが適切な見張りを行わずに航行し、また、船長Bが居眠りに陥って航行していたため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	